

○名寄市立大学図書館運営委員会規程

平成 18 年 7 月 5 日

改正 平成 20 年 3 月 17 日

平成 22 年 8 月 4 日

平成 23 年 3 月 2 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学図書館設置規程（平成 18 年 7 月 5 日施行）第 5 条に規定する名寄市立大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 委員会は、図書館長及び教授会において選出された委員若干名をもって組織する

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、図書館長をもって充てる。

3 委員長は、委員を統轄し、委員会において決定した事項を教授会に報告し、必要と認める事項について関係者に連絡するものとする。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(審議事項)

第 6 条 委員会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 図書館運営の基本方針に関すること。
- (2) 図書館諸規程に関すること。
- (3) 予算の計画及び執行に関すること。
- (4) 出版物の編集、発行に関すること。
- (5) その他図書館に関する重要なこと。

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、図書館および総務課総務係において処理する。

(議事録)

第 8 条 委員会の議事録には、議事進行経過の概要及び決定事項を記録しなければならない。

(紀要編集委員会)

第 9 条 委員会に紀要編集委員会を置く。

2 紀要編集委員会は、図書館長及び教養教育部・各学科 1 名以上の委員会委員をもって組織する。

3 紀要編集委員長には図書館長をもって充てる。

4 紀要編集委員会は、名寄市立大学紀要の編集に関する次の事項を検討し、委員会に提案する。

- (1) 紀要編集の基本方針に関すること。
- (2) 査読に関すること。
- (3) 投稿規程に関すること。
- (4) 紀要の編集・発行に関すること。

(雑 則)

第 10 条 委員長は必要に応じ、図書館職員を委員会に出席させ、議事事項の説明、意見等を聴取することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(廃 止)

2 市立名寄短期大学図書館運営委員会規程（昭和 38 年 4 月 15 日施行は、廃止する。）

附 則（平成 20 年 3 月 17 日改正）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 4 日改正）

この規程は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 2 日改正）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。